

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	源泉徴収票等作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、源泉徴収票等作成事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようないくつかのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県海津市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等作成事務
②事務の概要	所得税法による源泉徴収票等を作成提出する事務であり、以下を行う。 1.源泉徴収票、支払調書、給与支払報告書の作成 2.源泉徴収票等の税務署及び市区町村への提出
③システムの名称	人事給与システム、財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
給与・報酬等支払管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課出納係、総務企画部総務課人事職員係
②所属長の役職名	会計課長、総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	会計課出納係、総務企画部総務課人事職員係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会計課出納係、総務企画部総務課人事職員係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・所得税法に基づき、源泉徴収票や支払調書を作成し、税務署へ提出及び受給者に交付する事務を行っている。また、地方税法に基づき、給与支払報告書を市区町村長へ提出する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。</p> <p>①個人番号の収集、確認(担当課) ②源泉システム・人事給与システムへの入力、管理(会計課・秘書広報課) ③個人番号を記載した源泉徴収票、支払調書、給与支払報告書の作成(会計課) ④源泉徴収票等の税務署及び市区町村への提出(会計課)</p>	<p>所得税法による源泉徴収票等を作成提出する事務であり、以下を行う。</p> <p>1.源泉徴収票、支払調書、給与支払報告書の作成 2.源泉徴収票等の税務署及び市区町村への提出</p>	事後	
平成29年3月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	源泉徴収システム・人事給与システム	源泉徴収システム、人事給与システム、統合宛名システム	事前	
平成29年3月1日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第3項	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第3項	事後	
平成29年3月1日	II-1対象人数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	II-2取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	会計課長 伊藤恵子 / 秘書広報課長 伊藤理恵	会計課長 松岡由起 / 秘書広報課長 伊藤理恵	事後	
平成30年1月1日	II-1対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月1日	II-2取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	会計課長 松岡由起 / 秘書広報課長 伊藤理恵	会計課長 / 秘書広報課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	II-1対象人数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	II-2取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	基礎項目評価書	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-2特定個人情報の入手	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-5特定個人情報の提供・移転	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]提供・移転しない	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-7特定個人情報の保管・消去	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-8監査	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-9従業者に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分に行っている	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
令和2年10月16日	II-1対象人数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	II-2取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	II-1対象人数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	II-2取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和5年3月3日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	源泉徴収システム、人事給与システム、統合宛名システム	源泉徴収システム、人事給与システム、統合宛名システム、財務会計システム	事前	
令和5年3月3日	II-1対象人数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年3月3日	II-2取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ①部署	会計課 / 総務部秘書広報課	会計課出納係、総務企画部総務課人事職員係	事後	
令和6年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長の役職名	会計課長 / 秘書広報課長	会計課長、総務課長	事後	
令和6年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	会計課	会計課出納係、総務企画部総務課人事職員係	事後	
令和6年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	会計課	会計課出納係、総務企画部総務課人事職員係	事後	
令和6年4月1日	II-1対象人数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II-2取扱者数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	源泉徴収システム、人事給与システム、統合宛名システム、財務会計システム	人事給与システム、財務会計システム	事後	